

## 平成 25 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

### 住宅市場技術基盤強化推進事業を行う補助事業者の募集についての公示

平成 25 年 12 月 18 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

平成 25 年度住宅市場技術強化推進事業のうち技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

#### 1. 事業概要

##### 1) 事業名

住宅市場技術基盤強化推進事業

##### 2) 事業目的

質の高い住宅・建築物ストック形成を推進するための住宅・建築行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用した技術的基盤の強化等に対して支援を行い、住宅等の生産、供給、管理等に係る市場基盤の形成を総合的に推進する。

##### 3) 事業内容

住宅の長期優良化基準及び住宅取得に係る給付制度に関する事業者向け説明会の実施・運營業務

※平成 25 年度補正予算の成立状況等を踏まえ、時期によって内容が変わる可能性があります。

#### 2. 公募期間

平成 25 年 12 月 18 日(水)10 時 00 分～平成 26 年 1 月 7 日(火)18 時 00 分  
(必着)

#### 3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

5) 全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

#### 4. 公募対象事業

住宅の長期優良化基準及び住宅取得に係る給付制度に関する事業者向け説明会の実施・運營業務

- ・説明会資料の作成、説明会の開催日程の調整・会場手配、講師の手配、参加者の募集・予約状況管理、説明会当日の会場運営など
- ・その他説明会の円滑な開催に必要なこと

※1 以下の要件を満たす説明会を対象とする。

- ・講習会の実施回数：約50回（予定）
- ・一定規模以上の動員を見込むことができる説明会であること
- ・原則として参加費が無料の説明会であること
- ・特定の者の営利活動のための説明会でないこと

※2 事業費の積算は以下に基づき行うものとする。

- ・各都道府県庁所在地で1回程度講習会が開催されることとし、講師は東京から派遣されるものとして講師旅費の積算を行う。
- ・講師謝金は積算に含めない。
- ・講習会に参加する受講者は全体で1万人程度とし、A4版両面（カラー）で15枚程度のテキストを作成することとして印刷費・郵送費の積算を行う。

#### 5. 補助金の額

定額とする。

#### 6. 公募要領の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

平成25年12月18日(水)16時00分～平成26年1月7日(火)18時00分

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

#### 7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

##### (1) 提出期限

平成26年1月7日(金)18時00分まで（必着）

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

##### (3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着）

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 栗原、原口、瀬田

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、F A X等）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。